

北九州市社会福祉法人等審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市社会福祉法人等審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法人の設立の認可及び社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定について審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、
会長が定める。

付 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。